

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第49回）

機器設定の変更により技術的範囲に属する場合の侵害の成否

～顧客が容易に設定変更することができるか否か～

PROVISUR TECHNOLOGIES, INC.,

Plaintiff-Appellee

v

WEBER, INC.,

Defendant-Appellant

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

イ号製品がクレームの全ての構成要件を充足する場合、クレーム発明の技術的範囲に属し、特許権侵害が成立することとなる。

本事件においては通常の使用形態ではクレームの構成要件を充足しないが、機器の設定変更により動作が変更され、クレームの構成要件を充足して技術的範囲に属することとなるが、後者の場合に特許権侵害が成立するか否かが争点となった。

CAFCは、機器を使用する顧客が設定変更により動作を容易に変更することができる状態ではなかったとして、特許権侵害を認めた地裁判決を取り消した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Provisurは、食品加工機械に関連する米国特許第10,625,436（436特許）、第10,639,812（812特許）及び第7,065,936（936特許）を所有している。共通の明細書を共有する436特許と812特許は、肉及びチーズ等の食品をスライスしてパッケージ化するために食品加工工場で使用される高速機械スライサーに関連する。以下に注釈を付した図は、食品を入れるリフトトレイアセンブリ（220）を備えた食品ローディング装置を含むスライサーを示している。リフトトレイは上方に旋回して、食品供給装置にあるグリッパーが食品をスライスのために前方に導く。